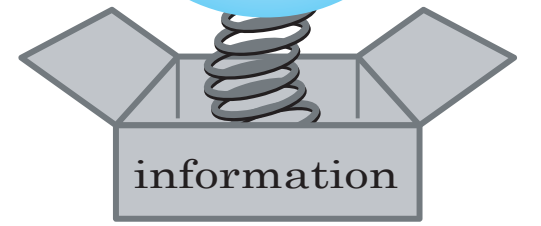


情報BOX



お知らせ

秋季火災予防運動

防火標語

【消したはず決めつけないでもう一度】

実施期間 11月9日(水)～15日(火)

※11月9日(水)の初日のみ、21時に各校区のサイレンを吹鳴しますので、これを合図に各家庭で火の元点検をお願いします。

女性に対する暴力をなくそう！

11月12日(土)～25日(金)は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です(11月25日(金)は「女性に対する暴力撤廃国際日」)。

暴力は、その対象の性別や加害者、被害者の間柄を問わず決して許されるものではありません。特に配偶者などからの暴力、性犯罪、売買春、セクシャルハラスメント、ストーカー行為など女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

この運動期間をきっかけに暴力のない社会づくりをすすめましょう。

被害をうけたら一人で悩まず相談ください。

【相談窓口】

●南筑後保健福祉環境事務所 ☎0943-237520

●福岡県女性相談所

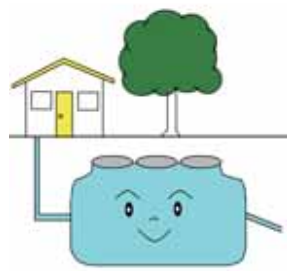
今月の納付

- 国民健康保険税 4期
 - 後期高齢者医療保険料 5期
 - 介護保険料 4期
 - 水道料 B地区 (三又・木室・田口・川口)
- 納期限・口座振替日 11月30日(水)
口座振替をご利用の際は、預金残高の確認をお願いします。

浄化槽で快適な水環境を

浄化槽とは、家庭から出るトイレ、台所、浴室、洗濯などの排水を、微生物の働きなどを利用して浄化し、公共用水域に放流するための汚水処理施設です。定期的な維持管理がきちんと行われていれば、微生物の働きを活発にし、環境への影響は小さくなります。

生活排水による公共用水域の水質の汚濁を防止することを目的に下水道事業認可区域



以外の地域に浄化槽を設置される人に予算の範囲内で設置費用の一部を補助します。

市環境課 ☎87-6789

労働保険適用促進強化週間

【忘れていませんか。一人でも雇ったら、労働保険】

11月は「労働保険適用促進強化週間」です。

労働者を1人でも雇っている事業主は、労働保険(労災保険・雇用保険)に加入することが法律で義務付けられています。

まだ加入手続きをとられていない事業主の人は、労働者の人が安心して働けるよう所轄の労働基準監督署・公共職業安定所(ハローワーク)で加入の手続きを行ってください。

092-711-9874
平日9時～17時15分
092-716-0424
平日17時15分～24時、土・日曜日、祝日9時～24時
●市福祉事務所子育て支援室 ☎85-5535

大川税務署からのお知らせ

11月11日(金)から17日(木)は「税を考える週間」です。

今年のテーマは「税の役割と税務署の仕事」です。

国税庁ホームページでは、国税電子申告・納税システム(e-Tax)による申告書の作成方法やタックスアンサーによる税金に関する質疑応答など税に関する様々な情報を提供しています。また必要な申告書

固定資産税係からのお知らせ

【家を新築(増築)したとき】

今年中に新築、または増築される家屋については、完成後に担当職員が家屋調査に伺います。

※家屋調査がお済みでない人は連絡ください。

【家屋の全部または一部を取り壊したとき】

本年中に家屋の全部、または一部を取り壊された場合は、来年度の固定資産税の課税内容が変更になります。変更には

現地確認を行う必要がありますので連絡ください。

居住用の家屋(住宅)を取り壊された場合、その土地の固定資産税の算定にあたって「住宅用地に対する課税の特例」の適用がなくなる場合があります。

●住宅用地に対する課税の特例とは：

住宅用地に係る固定資産税の軽減措置で、一定の要件はありますが、居住用の住宅が建っている土地(住宅用地)につい

て、住宅1戸当たり200㎡まで、課税の基礎となる課税標準額が評価額の6分の1となり、それを超える部分について3分の1となる制度です。

【相続などにより固定資産税の納税義務者が変わる時】

今年中に相続などが発生した人で、今年中に登記簿上の土地・家屋の名義変更が出来ない人や、未登記の家屋を相続する人は、来年度の納税義務者を決める必要がありますので連絡ください。

市税務課固定資産税係 ☎85-5513

あそびにおいて



日時 11月8日(火)、10時30分～11時30分

場所 大川中央保育園

対象 就学前のお子さんとその家族

内容 芋ほり(園内の畑)、手作りおやつ(アップルパイ)

※事前の申込みは不要です。
大川中央保育園 ☎86-2024

NHK番組放送のお知らせ

【NHK総合テレビ】「それいけ!民謡うた祭り」

9月30日に市文化センターで開催された公開録音、NHK総合テレビ「それいけ!民謡うた祭り」が次の日程で放送されますのでお知らせします。

放送日時 11月6日(日)、16時～16時44分

緊急雇用創出事業に伴う 臨時職員の募集

事業名 市保有写真整理事業
職種 一般事務
募集人員 1人
選考方法 面接※日時、会場などは申込者に別途通知します。

【勤務条件】

賃金(日額) 6,000円
採用期間 12月1日(木)～4か月間
勤務日・時間 月～金曜日、8時30分～17時15分
勤務場所 本庁(企画調整課)
応募資格 ●65歳未満の人(平成23年4月1日現在)●パソコン(ワード・エクセル)の操作がスムーズにできる人
※次に該当する人は応募資格がありません。
①成年被後見人、および被保佐人②禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終るまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの人
福利厚生 健康保険、厚生年金、雇用保険あり。諸手当、退職金なし

申込方法 所定の申込書に写真(3か月以内に撮影したもの)を貼付し、提出してください
※申込書は、市経営政策課で配布しています。
申込期間 11月1日(火)～15日(火)
申込先 市経営政策課 ☎85-5554
市企画調整課広報広聴係 ☎85-5574